

介護老人保健施設ハートフルかがやき荘

介護老人保健施設のご案内(重要事項説明書)

1 施設の概要

介護保険事業者番号	3350180240
施設名	介護老人保健施設 ハートフルかがやき荘
施設長（施設の管理者）名	林 天明（医師：内科）
所在地	岡山市北区檜津500-5
電話番号	086-230-7677
ファックス番号	086-230-7678
開設年月日	平成30年3月1日
開設者名	医療法人社団 岡山純心会
代表者名	理事長 前田 計子
居室の概要	ユニット数8 ユニットの入居定員10人 入所定員合計80人
防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓

2 施設の運営方針及び目的

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入居者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、入居者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。家庭復帰の場合には、療養環境の調整など、退所時の支援も行いますので安心してご利用していただけます。

当施設では、この目的に沿って、以下の運営方針を定めていますのでご理解いただいた後にご利用下さい。

運営方針

- 1 当施設の従業者は、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づいて看護医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- 2 従業者は、入居者の意志及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って介護老人保健施設サービスの提供に努めます。
- 3 従業者は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行

い、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 施設の従業者体制

職種	員数 (人)	基準 (人)	職務内容	備考
施設管理者 (施設長)	1人	1人	施設の業務を統括し、従業者の指揮監督を行います。	常勤兼務
医師	1人	1人	入居者の病状に応じて適切に診療を行います。	
看護職員	7人以上	6.8人	入居者の病状及び心身の状況に応じ看護を提供します。	
介護職員	20人以上	17.2人	入居者の病状及び心身の状況に応じ介護を提供します。	
理学療法士・ 作業療法士・ 言語聴覚士	1人以上	0.8人	入居者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けます。	
支援相談員	1人(常勤)	1人	入居者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。	
管理栄養士・ 栄養士	1人(常勤) 1人(常勤)	1人	献立作成、栄養量計算及び給食記録、栄養評価、給食会議の主催、調理員の指導等を行います。	
介護支援専門員	1人(常勤)	1人	入居者に対して適切な施設サービス計画を作成し、自立に向けて支援します。	
薬剤師	1人(非常勤)	—	入居者の薬剤調剤及び指導・管理を行います。	
事務員	1人(常勤)	—	庶務及び会計を行います。	

※夜間は4名以上の看護職員及び介護職員が従事しています。

医師は輪番待機体制をとっています。

4 施設のサービス内容

①ケアサービス

当施設でのサービスは、施設サービス計画に基づいて提供されます。

この計画は、入居者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成されます。

計画作成の際には、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、作成後の計画内容について同意をいただくことになります。

医学的管理・看護	介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常駐していますので、入居者の病状心身状況に応じた適切な医療・看護を行います。
----------	---

介護	施設サービス計画に基づいて実施します。 ※退居時の支援もいたします。
機能訓練	原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリ効果を期待したものです。
栄養管理及び栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理	心身の状態の維持、改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。また、栄養状態を適切に評価し、その状態に応じて多職種共同により栄養ケア・マネジメントを行ないます。

②生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に入居者の立場に立って運営しています。

食事	食事は原則として食堂でおとりいただきます 朝食：7時～ 昼食：12時～ 夕食：18時～
入浴	入居者は、週に最低2回ご利用いただけます。 一般浴槽のほか入浴に介助を要する入居者には特別浴槽で対応いたします。 但し、入居者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
理美容サービス	月1回、理美容サービスを実施します。 ※理美容サービスは、別途料金をいただきます。

③その他サービス

施設サービス計画の立案	入居者一人ひとりの ADL の状況、記憶障害の程度や判断力の状況、健康状態、リハビリテーションの必要性、心理、生活習慣、家族関係等を全体として捉え、日々の生活支援の指針となるものです。入居者に応じた目標と支援計画を立て、必要な施設サービスを提供いたします。
相談援助サービス・行政手続代行等	当施設は、皆様のご相談に応じる専門員として支援相談員が勤務しております。施設利用や日常生活に伴うご心配事や制度利用・行政手続などお気軽にご相談下さい。また、退居後の生活が円滑に営めるよう在宅サービスの調整などのお手伝いもいたします。

※これらのサービスのなかには、入居者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。(利用料金一覧表参照)

5 他機関・施設との連携等

①協力医療機関への受診

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に御協力いただいています。

入居者の状態が急変した場合には、速やかに対応できる体制にしています。

協力医療機関	名 称 独立行政法人国立病院機構岡山医療センター 住 所 岡山市北区田益1711-1 電話番号 086-294-9911 診療科目 内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環
--------	---

	<p>器内科、アレルギー科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科、病理診断科、緩和ケア内科、感染症内科 救急科</p> <p>名 称 岡山中央病院 住 所 岡山市北区伊島北町6-3 電話番号 086-252-3221 診療科目 泌尿器科・産婦人科・消化器内科・神経内科・外科・循環器科・眼科・放射線科・放射線治療科・救急・禁煙外来</p>
協力歯科医療機関	<p>名 称 なかの歯科クリニック 住 所 岡山市北区矢坂東町6-1 電話番号 086-256-4618 (0120-960-471) 診療科目 一般歯科・予防歯科・矯正歯科・超精密入れ歯（義歯）・歯周病治療</p>

②他施設の紹介

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の医療機関を紹介いたしますのでご安心下さい。

③緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先へ連絡いたします。

6 施設利用に当たっての留意事項

面会	<p>面会時間は8：30～20：00です。 1階事務所前に面会者名簿を設置していますので必ずご記入ください。 家庭復帰、自立に向け楽しい療養生活を送れるよう皆様の協力をお願いします。</p>
消灯時間	<p>午後9時。居室でテレビをご覧になる際はイヤホン等を使用して他の入居者の迷惑にならないようお願いします。</p>
外出・外泊	<p>外泊：随時。外出：随時。 外出・外泊の際は事前に届出が必要です。必ず従業者へ申し出てください。</p>
外泊時等施設外の医療機関での受診	<p>自己負担となる場合もありますのでご注意ください。受診が発生する場合、必ず従業者へ相談してください。やむをえず受診された場合は、必ずご連絡下さい。</p>
飲酒・喫煙	<p>従業者へご相談下さい。</p>

火気の取り扱い	原則禁止です。
所持品・備品等の持ち込み	持ち物には必ず名前を書いて管理してください。物品によっては使用料（電気代）が必要となる場合がありますので必ずお申し出下さい。
食べ物の持ち込み	事故防止のため必ず従業者の指示を受けてください。
金銭・貴重品の管理	原則として金銭、貴重品はお持ちにならないでください。万一紛失の事態となっても当施設では責任を持ってませんので、ご了承下さい。但し、特殊事情により、やむをえず管理を希望される方はお申し出下さい。
設備・備品の利用	大切に扱ってください。施設が損害を被った場合、事由によっては損害賠償を請求することがあります。
洗濯物	原則として家族の方が行ってください。クリーニング業者の利用もできます。
宗教活動	個人の信仰においては自由です。但し、他の入居者へ迷惑がかからない範囲でお願いします。

7 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、入居者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8 各種相談の受け付け

支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

9 要望・苦情の受け付け

①当施設における要望・苦情の受け付け

ハートフルかがやき荘事務室前に意見箱を設置しています。

苦情が寄せられた場合、事実を確認し、関係者と連絡を取り合い、早急に対応を行うとともに苦情処理の改善について入居者・その家族に確認を行います

また、その内容を台帳に記載し、再防止に心がけます。

苦情受付窓口（担当者）	支援相談員 奥山 昌巳
苦情受付（解決）責任者	施設長 林 天明
受付時間	8時30分～17時30分

②行政機関その他苦情受付機関

岡山市 事業者指導課	所在地 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階 電話番号 086-212-1014 F A X 086-221-3010 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く
岡山市介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 電話番号 086-803-1240 F A X 086-803-1869 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
岡山県国民健康保険団体 連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 F A X 086-223-9109 受付時間 午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く

10 利用料金

別途、利用料金表をご覧ください。

11 支払方法

①お支払い方法は、口座引落としです。

②毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします。

引落日の27日までにご入金下さい。

12 秘密保持

従業者は業務上知り得た入居者又はその家族等に関する秘密を保持します。

正当な理由なく第三者に漏らしてはならず、それは従業者でなくなった後においても同様です。また、当施設は秘密保持の為、従業者と業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を、勤務期間中及び退職後においてもこれらの秘密を保持する旨の内容を記載した契約書を交わしています。

13 非常災害対策

常に非常災害に備え機器を維持管理するとともに非常災害に関する具体的計画を立て、従業者に徹底を図ります。

防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓
防火訓練	年2回実施します

14 当施設の定める指針等

①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

当施設は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備しています。

②褥瘡対策指針

当施設は、入居者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備しています。

15 事故発生の防止と発生時の対応

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護事故を防止するための体制を整備しています。また、サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。

16 損害賠償

介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。そのために、損害賠償責任保険に加入しています。

17 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続

当施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとしています。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

18 虐待防止に関する対策

①入居者の虐待等の防止のため責任者を選定し、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及し従業者教育を行います。

②施設及び従業者は、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告します。

19 成年後見制度の活用

入居者と適切な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

20 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

介護老人保健施設ハートフルかがやき荘

短期入所療養介護のご案内(重要事項説明書)

1 事業所の概要

介護保険事業者番号	3350180240
事業所名	介護老人保健施設ハートフルかがやき荘
事業所長（管理者）名	林 天明（医師：内科）
所在地	岡山市北区檜津500-5
電話番号	086-230-7677
ファックス番号	086-230-7678
開設年月日	平成30年3月1日
開設者名	医療法人社団 岡山純心会
代表者名	理事長 前田 計子
居室の概要	ユニット数8 ユニットの入居定員10人 入所定員合計80人
防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓

2 事業所の運営方針

短期入所療養介護事業所は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、在宅ケアを支援することを目的とした事業所です。

当事業所では、この目的に沿って、以下の運営方針を定めていますのでご理解いただいた後にご利用下さい。

運営方針

- 1 当事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、短期入所療養介護計画に基づいて看護医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。
- 2 従業者は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って短期入所療養介護サービスの提供に努めます。
- 3 従業者は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努

めます。

3 事業所の従業者体制

職種	員数(人)	基準(人)	職務内容	備考
管理者	1人	1人	事業所の業務を統括し、従業者の指揮監督を行います。	常勤兼務
医師	1人	1人	利用者の病状に応じて適切に診療を行います。	
看護職員	7人以上	6. 8人	利用者の病状及び心身の状況に応じ看護を提供します。	
介護職員	20人以上	17. 2人	利用者の病状及び心身の状況に応じ介護を提供します。	
理学療法士・ 作業療法士・ 言語聴覚士	1人以上	0. 8人	利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けます。	
支援相談員	1人(常勤)	1人	利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。	
管理栄養士・ 栄養士	1人(常勤) 1人(常勤)	1人	献立作成、栄養量計算及び給食記録、栄養評価、給食会議の主催、調理員の指導等を行います。	
介護支援専門員	1人(常勤)	1人	利用者に対して適切なサービス計画を作成し、自立に向けて支援します。	
薬剤師	1人(非常勤)	—	利用者の薬剤調剤及び指導・管理を行います。	
事務員	1人(常勤)	—	庶務及び会計を行います。	

※夜間は4名以上の看護職員及び介護職員が従事しています。

医師は輪番待機体制をとっています。

4 事業所のサービス内容

①ケアサービス

当事業所でのサービスは、短期入所療養介護計画に基づいて提供されます。

この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成されます。

計画作成の際には、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、作成後の計画内容について同意をいただくことになります。

医学的管理・看護	短期入所療養介護は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常駐していますので、ご利用者の病状心身状況に応じた適切な医療・看護を行います。
介護	短期入所療養介護計画に基づいて実施します。
機能訓練	原則として機能訓練室にて行いますが、事業所内でのすべての活動が

	機能訓練のためのリハビリ効果を期待したものです。
栄養管理及び栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理	心身の状態の維持、改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。また、栄養状態を適切に評価し、その状態に応じて多職種共同により栄養ケア・マネジメントを行ないます。

②生活サービス

当事業所利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

食事	食事は原則として食堂でおとりいただきます 朝食：7時～ 昼食：12時～ 夕食：18時～
入浴	利用者は、週に最低2回ご利用いただけます。 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応いたします。 但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
理美容サービス	月1回、理美容サービスを実施します。 ※理美容サービスは、別途料金をいただきます。

③その他サービス

短期入所療養介護計画の立案	利用者一人ひとりのADLの状況、記憶障害の程度や判断力の状況、健康状態、リハビリテーションの必要性、心理、生活習慣、家族関係等を全体として捉え、日々の生活支援の指針となるものです。利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な居宅サービスを提供いたします。
相談援助サービス・行政手続代行等	当事業所は、皆様のご相談に応じる専門員として支援相談員が勤務しております。施設利用や日常生活に伴うご心配事や制度利用・行政手続などお気軽にご相談下さい。

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。(利用料金一覧表参照)

5 他機関・施設との連携等

①協力医療機関への受診

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に御協力いただいています。利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応できる体制にしています。

協力医療機関	名 称 独立行政法人国立病院機構岡山医療センター 住 所 岡山市北区田益1711-1 電話番号 086-294-9911 診療科目 内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環
--------	---

	<p>器内科、アレルギー科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科、病理診断科、緩和ケア内科、感染症内科 救急科</p> <p>名 称 岡山中央病院 住 所 岡山市北区伊島北町6-3 電話番号 086-252-3221 診療科目 泌尿器科・産婦人科・消化器内科・神経内科・外科・循環器科・眼科・放射線科・放射線治療科・救急・禁煙外来</p>
協力歯科医療機関	<p>名 称 なかの歯科クリニック 住 所 岡山市北区矢坂東町6-1 電話番号 086-256-4618 (0120-960-471) 診療科目 一般歯科・予防歯科・矯正歯科・超精密入れ歯(義歯)・歯周病治療</p>

②他施設の紹介

当事業所での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の医療機関を紹介いたしますのでご安心下さい。

③緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先へ連絡いたします。

6 事業所利用に当たっての留意事項

面会	面会時間は8:30~20:00です。 1階事務所前に面会者名簿を設置していますので必ずご記入ください。 自立に向け楽しい療養生活を送れるよう皆様の協力をお願いします。
消灯時間	午後9時。居室でテレビをご覧になる際はイヤホン等を使用して他の利用者の迷惑にならないようお願いします。
外出	外出：随時。 外出の際は事前に届出が必要です。必ず従業者へ申し出てください。
飲酒・喫煙	従業者へご相談下さい。
火気の取り扱い	原則禁止です。
所持品・備品等の持ち込み	持ち物には必ず名前を書いて管理してください。物品によっては使用料(電気代)が必要となる場合がありますので必ずお申し出下さい。
食べ物の持ち込み	事故防止のため必ず従業者の指示を受けてください。
金銭・貴重品の管理	原則として金銭、貴重品はお持ちにならないでください。万一紛失の事

	態となっても当事業所では責任を持ってませんので、ご了承下さい。但し、特殊事情により、やむをえず管理を希望される方はお申し出下さい。
設備・備品の利用	大切に扱ってください。事業所が損害を被った場合、事由によっては損害賠償を請求することがあります。
洗濯物	原則として家族の方が行ってください。クリーニング業者の利用もできます。
宗教活動	個人の信仰においては自由です。但し、他の利用者へ迷惑がかからない範囲でお願いします。

7 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8 各種相談の受け付け

支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

9 要望・苦情の受け付け

①当事業所における要望・苦情の受け付け

ハートフルかがやき荘事務室前に意見箱を設置しています。

苦情が寄せられた場合、事実を確認し、関係者と連絡を取り合い、早急に対応を行うとともに苦情処理の改善について利用者・その家族に確認を行います

また、その内容を台帳に記載し、再防止に心がけます。

苦情受付窓口（担当者）	支援相談員 奥山 昌巳
苦情受付（解決）責任者	施設長 林 天明
受付時間	8時30分～17時30分

②行政機関その他苦情受付機関

岡山市 事業者指導課	所在地 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階 電話番号 086-212-1014 F A X 086-221-3010 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く
岡山市介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 電話番号 086-803-1240 F A X 086-803-1869 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

岡山県国民健康保険団体 連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 F A X 086-223-9109 受付時間 午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く
--------------------	---

10 利用料金

別途、利用料金表をご覧ください。

11 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、岡山市内とする。

通常の実施地域以外への訪問を希望される場合は、交通費を実費ご負担いただきます。

自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を超えて1キロメートル毎に100円となりますのでご了承くださいませようよろしくお願い致します。

12 支払方法

①お支払い方法は、口座引落としです。

②毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします。

引落日の27日までにご入金下さい。

13 秘密保持

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を保持します。

正当な理由なく第三者に漏らしてはならず、それは従業者でなくなった後においても同様です。また、当事業所は秘密保持の為、従業者と業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、勤務期間中及び退職後においてもこれらの秘密を保持する旨の内容を記載した契約書を交わしています。

14 非常災害対策

常に非常災害に備え機器を維持管理するとともに非常災害に関する具体的計画を立て、従業者に徹底を図ります。

防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓
防火訓練	年2回実施します

15 当事業所の定める指針等

①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

当事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備しています。

②褥瘡対策指針

当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止する

ための体制を整備しています。

16 事故発生の防止と発生時の対応

当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護事故を防止するための体制を整備しています。また、サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。

17 損害賠償

介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。そのために、損害賠償責任保険に加入しています。

18 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続

当事業所は、短期入所療養介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとしています。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

19 虐待防止に関する対策

- ①利用者の虐待等の防止のため責任者を選定し、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及し従業者教育を行います。
- ②事業所及び従業者は、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告します。

20 成年後見制度の活用

利用者と適切な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

21 その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

介護老人保健施設ハートフルかがやき荘

介護予防短期入所療養介護のご案内(重要事項説明書)

1 事業所の概要

介護保険事業者番号	3350180240
事業所名	介護老人保健施設ハートフルかがやき荘
事業所長（管理者）名	林 天明（医師：内科）
所在地	岡山市北区檜津500-5
電話番号	086-230-7677
ファックス番号	086-230-7678
開設年月日	平成30年3月1日
開設者名	医療法人社団 岡山純心会
代表者名	理事長 前田 計子
居室の概要	ユニット数8 ユニットの入居定員10人 入所定員合計80人
防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓

2 事業所の運営方針

介護予防短期入所療養介護事業所は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、在宅ケアを支援することを目的とした事業所です。

当事業所では、この目的に沿って、以下の運営方針を定めていますのでご理解いただいた後にご利用下さい。

<p>運営方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて看護医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。 2 従業者は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って短期入所療養介護サービスの提供に努めます。 3 従業者は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努

めます。

3 事業所の従業者体制

職種	員数(人)	基準(人)	職務内容	備考
管理者	1人	1人	事業所の業務を統括し、従業者の指揮監督を行います。	常勤兼務
医師	1人	1人	利用者の病状に応じて適切に診療を行います。	
看護職員	7人以上	6.8人	利用者の病状及び心身の状況に応じ看護を提供します。	
介護職員	20人以上	17.2人	利用者の病状及び心身の状況に応じ介護を提供します。	
理学療法士・ 作業療法士・ 言語聴覚士	1人以上	0.8人	利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けます。	
支援相談員	1人(常勤)	1人	利用者又はその家族からの相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。	
管理栄養士・ 栄養士	1人(常勤) 1人(常勤)	1人	献立作成、栄養量計算及び給食記録、栄養評価、給食会議の主催、調理員の指導等を行います。	
介護支援専門員	1人(常勤)	1人	利用者に対して適切なサービス計画を作成し、自立に向けて支援します。	
薬剤師	1人(非常勤)	—	利用者の薬剤調剤及び指導・管理を行います。	
事務員	1人(常勤)	—	庶務及び会計を行います。	

※夜間は4名以上の看護職員及び介護職員が従事しています。

医師は輪番待機体制をとっています。

4 事業所のサービス内容

①ケアサービス

当事業所でのサービスは、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて提供されます。

この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の従業者の協議によって作成されます。

計画作成の際には、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、作成後の計画内容について同意をいただくことになります。

医学的管理・看護	介護予防短期入所療養介護は入院の必要のない程度の要支援者を対象としていますが、医師・看護職員が常駐していますので、ご利用者の病状心身状況に応じた適切な医療・看護を行います。
介護	介護予防短期入所療養介護計画に基づいて実施します。
機能訓練	原則として機能訓練室にて行いますが、事業所内でのすべての活動が

	機能訓練のためのリハビリ効果を期待したものです。
栄養管理及び栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理	心身の状態の維持、改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。また、栄養状態を適切に評価し、その状態に応じて多職種共同により栄養ケア・マネジメントを行ないます。

②生活サービス

当事業所利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

食事	食事は原則として食堂でおとりいただきます 朝食：7時～ 昼食：12時～ 夕食：18時～
入浴	利用者は、週に最低2回ご利用いただけます。 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応いたします。 但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
理美容サービス	月1回、理美容サービスを実施します。 ※理美容サービスは、別途料金をいただきます。

③その他サービス

介護予防短期入所療養介護計画の立案	利用者一人ひとりのADLの状況、記憶障害の程度や判断力の状況、健康状態、リハビリテーションの必要性、心理、生活習慣、家族関係等を全体として捉え、日々の生活支援の指針となるものです。利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な居宅サービスを提供いたします。
相談援助サービス・行政手続代行等	当事業所は、皆様のご相談に応じる専門員として支援相談員が勤務しております。施設利用や日常生活に伴うご心配事や制度利用・行政手続などお気軽にご相談下さい。

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。(利用料金一覧表参照)

5 他機関・施設との連携等

①協力医療機関への受診

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に御協力いただいています。
利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応できる体制にしています。

協力医療機関	<p>名 称 独立行政法人国立病院機構岡山医療センター</p> <p>住 所 岡山市北区田益1711-1</p> <p>電話番号 086-294-9911</p> <p>診療科目 内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、アレルギー科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、</p>
--------	---

	<p>リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科、病理診断科、緩和ケア内科、感染症内科 救急科</p> <p>名 称 岡山中央病院 住 所 岡山市北区伊島北町6-3 電話番号 086-252-3221 診療科目 泌尿器科・産婦人科・消化器内科・神経内科・外科・循環器科・眼科・放射線科・放射線治療科・救急・禁煙外来</p>
協力歯科医療機関	<p>名 称 なかの歯科クリニック 住 所 岡山市北区矢坂東町6-1 電話番号 086-256-4618 (0120-960-471) 診療科目 一般歯科・予防歯科・矯正歯科・超精密入れ歯(義歯)・歯周病治療</p>

②他施設の紹介

当事業所での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の医療機関を紹介いたしますのでご安心下さい。

③緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先へ連絡いたします。

6 事業所利用に当たっての留意事項

面会	面会時間は8:30~20:00です。 1階事務所前に面会者名簿を設置していますので必ずご記入ください。 自立に向け楽しい療養生活を送れるよう皆様の協力をお願いします。
消灯時間	午後9時。居室でテレビをご覧になる際はイヤホン等を使用して他の利用者の迷惑にならないようお願いします。
外出	外出：随時。 外出の際は事前に届出が必要です。必ず従業者へ申し出てください。
飲酒・喫煙	従業者へご相談下さい。
火気の取り扱い	原則禁止です。
所持品・備品等の持ち込み	持ち物には必ず名前を書いて管理してください。物品によっては使用料(電気代)が必要となる場合がありますので必ずお申し出下さい。
食べ物の持ち込み	事故防止のため必ず従業者の指示を受けてください。
金銭・貴重品の管理	原則として金銭、貴重品はお持ちにならないでください。万一紛失の事態となっても当事業所では責任を持ってませんので、ご了承下さい。但し、特殊事情により、やむをえず管理を希望される方はお申し出下さい。

設備・備品の利用	大切に扱ってください。事業所が損害を被った場合、事由によっては損害賠償を請求することがあります。
洗濯物	原則として家族の方が行ってください。クリーニング業者の利用もできます。
宗教活動	個人の信仰においては自由です。但し、他の利用者へ迷惑がかからない範囲でお願いします。

7 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8 各種相談の受け付け

支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

9 要望・苦情の受け付け

①当事業所における要望・苦情の受け付け

ハートフルかがやき荘事務室前に意見箱を設置しています。

苦情が寄せられた場合、事実を確認し、関係者と連絡を取り合い、早急に対応を行うとともに苦情処理の改善について利用者・その家族に確認を行います

また、その内容を台帳に記載し、再防止に心がけます。

苦情受付窓口（担当者）	支援相談員 奥山 昌巳
苦情受付（解決）責任者	施設長 林 天明
受付時間	8時30分～17時30分

②行政機関その他苦情受付機関

岡山市 事業者指導課	所在地 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階 電話番号 086-212-1014 F A X 086-221-3010 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く
岡山市介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 電話番号 086-803-1240 F A X 086-803-1869 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

岡山県国民健康保険団体 連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 F A X 086-223-9109 受付時間 午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く
--------------------	---

10 利用料金

別途、利用料金表をご覧ください。

11 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、岡山市内とする。

通常の実施地域以外への訪問を希望される場合は、交通費を実費ご負担いただきます。

自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を超えて1キロメートル毎に100円となりますのでご了承くださいませようよろしくお願い致します。

12 支払方法

①お支払い方法は、口座引落としです。

②毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします。

引落日の27日までにご入金下さい。

13 秘密保持

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を保持します。

正当な理由なく第三者に漏らしてはならず、それは従業者でなくなった後においても同様です。また、当事業所は秘密保持の為、従業者と業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、勤務期間中及び退職後においてもこれらの秘密を保持する旨の内容を記載した契約書を交わしています。

14 非常災害対策

常に非常災害に備え機器を維持管理するとともに非常災害に関する具体的計画を立て、従業者に徹底を図ります。

防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓
防火訓練	年2回実施します

15 当事業所の定める指針等

①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

当事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備しています。

②褥瘡対策指針

当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止する

ための体制を整備しています。

16 事故発生の防止と発生時の対応

当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護事故を防止するための体制を整備しています。また、サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。

17 損害賠償

介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。そのために、損害賠償責任保険に加入しています。

18 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続

当事業所は、短期入所療養介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとしています。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

19 虐待防止に関する対策

- ①利用者の虐待等の防止のため責任者を選定し、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及し従業者教育を行います。
- ②事業所及び従業者は、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告します。

20 成年後見制度の活用

利用者と適切な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

21 その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。